

ごみ処理広域化の破綻検証と 住民自治のあり方への考察

埼玉県比企郡に属する吉見町は東端を荒川が南北に走る地理的背景から、川向こうの鴻巣市・北本市と昭和 52 年に中部環境保全組合を設立し、ごみ処理焼却施設の建設に着手しました。地元大串地区の住民は同 57 年に建設差し止めを提訴したものの、同 59 年に施設が竣工したため、翌 60 年に今後同所には類似施設の新増設はしないとの和解に応じました。

ところが、平成 17 年、新井保美前吉見町長は就任後から、鴻巣・桶川両市と比企郡内町村を含めたごみ処理の広域化を「現在地ありき」で執拗に主導してきました。本稿はその手法自体が皮肉にも広域化の破綻を招いたという見地から、町長選での敗退までを検証するものです。

全国にも例を見ない「和解条項無視」を首長が主導したものであるだけに、情報操作・隠蔽は徹底していましたが、国のダイオキシン対策や広域化推進の動きの中で、その状況への批判は抑え込まれてきました。

その一方では、当事者である吉見町をはじめ関係する自治体の住民、議員が分断を越えて連携し、隠された事実を発掘し共有していくという貴重な動きもありました。

この過程の十全な解明は今後に待たなくてはなりませんが、この理不尽な手法を成り立たせた要因を多様な立場の者が探り出し共有していくことにより、地方主権を逸脱させる動きに抗する力となり得ることを確信しています。

2020 年 4 月吉日

ときがわ・自治研究会

篠原 陽子

〒355-0354 埼玉県比企郡ときがわ町番匠 359-2

e-mail shinohara_yoko@nifty.com

目 次

1. 新井保美氏の「現在地ありき」策動	3
その1 住民の選別登用	3
その2 和解条項無視の意図的公言	3
その3 非公開会議の設置	4
《 考 察 》	4
2. 国・県による自治事務への干渉	5
その1 全国一律の転換強要	5
その2 通達行政が生んだ弊害	5
《 考 察 》	6
◆参考資料1 新井保美氏の「現在地ありき」策動の軌跡	7
◆参考資料2 管理者等兼務の履歴	9
◆参考資料3 広域清掃推進会議に関する記録	10
◆参考資料4 環境省通達	13
◆参考資料5 ごみ処理広域化政策の問題点	14

ごみ処理広域化の破綻を招いた要因は大きく前町長の策動と国県の介入に分けられる。
以下、この順番で検証と考察をしていく。（文中の※印は文末に参考資料名を記載。）

1. 新井保美氏の「現在地ありき」策動

前管理者新井保美氏が町長当選当初からその職権を濫用して「現在地」建設を前提にこの事業を進めてきた軌跡は、公開されている議事資料からだけでもたどることができます※。（参考資料 1「新井保美氏の「現在地ありき」策動の軌跡」）

このような策動を長年にわたって行うために用いた手法は以下のように整理することができます。社会的規範に反する町長の策動は役場職員だけでなく住民にも精神的苦痛を与えてきました。

その1 住民の選別登用

新井保美氏就任の翌年、早くも施設整備の要望書が地元住民3名を発起人として出されました。これら3名は中部環境センター稼働時から実施されてきた「地元対策事業」の対象地域とされた飯島新田（吉見町）・江和井（同）・芝沼（川島町）地区の住民です。以後、下の表にあるように、各種委員会に常に名前を連ね、「現在地ありき」を要望する「住民代表」という役割を果たしてきました。このような人選が行われたその選考基準や過程はいまだに公開されていません。

◆表 要望書発起人の果たした役割とその肩書

	H18年	H19年	H23年	H25年			H28年
住民氏名	要望書発起人	埼玉中部環境保全組合		要望書発起人	埼玉中部広域清掃協議会		埼玉中部資源循環組合
		施設整備検討委員会	新施設建設検討委員会		建設検討委員会	建設検討委員会地元連絡協議会	ごみ処理施設等建設検討委員会
田○	●	飯島新田対策協議会代表	地元対策協議会代表	●	地元対策協議会	第二土地改良区顧問	飯島新田地区代表
○澤	●	江和井対策協議会代表	地元対策協議会代表	●	地元対策協議会	第二土地改良区理事長	江和井地区代表
○田	●			●			
神○		芝沼対策協議会代表	地元対策協議会代表	●		第二土地改良区顧問	

その2 和解条項無視の意図的公言

しかも平成20年当時から「現在地で」と公言していたことが記録にあります。当初から和解条項を無視して建設するとの意思表示を意図的に行ってきたことが明らかです。

埼玉中部環境保全組合・埼玉中部広域清掃協議会・中部資源循環組合と、すべて自らが管理者を務めてきた事実があります※。和解に応じた団体の管理者であることに相違はないにもかかわらず、「別団体だから」と強弁し条項を平然と無視してきたことにより、住民の反感を増幅させたときがわ・自治研究会

せ、結果として事業の停滞を生み多額の投資を無駄にさせる結果となりました。（参考資料2「管理者兼務等の履歴」）

その3 非公開会議の設置

平成24年に鴻巣市の脱退により「中部環境の事業として進められなくなった」ことを理由に、その翌年埼玉中部広域清掃協議会を設立しますが、同時に役場内の担当職員と協議会の事務局職員とで構成する広域清掃推進会議を設けます※。しかし同会議に関する設置要綱や規定等はなく、5月から7月にかけて開催された4回の会議録も請求に対して「不存在」と回答しています。

8月になり名称を「埼玉中部広域清掃推進会議」と改め規約も作成されました。のちに請求により公開された規約には「次に掲げる事項について検討し、方針案を決定する」として①周辺施設計画等②県等関係機関との協議③地元関係者との連絡調整等を記しています。（参考資料3「広域清掃推進会議に関する記録」）

町長副町長をはじめ関係各課の職員、埼玉中部清掃推進協議会の職員により構成するこの会議が延べ8回にも及ぶ会議で「方針案を決定」していた事実がありながら、その議事録はすべて「非公開」です。組合が解散した现阶段でもその内容を公開できないこと自体が、行政としてのコンプライアンス欠如を疑わせます。

住民や議会の監視が届かないこの会議を「現在地ありき」への誘導に使ってきたことはこの8回目の開催終了直後に協議会による建設地の発表があったことから明らかです。

役場職員にも住民を欺くような任務を強制してきたことは健全な町政とは大きく隔たることになり、住民にとっても今日にまで続く大きな痛手となっています。

新井氏は平成27年に埼玉中部資源循環組合管理者に就任したものの、平成29年5月には町長選挙で宮崎氏に敗退します。新町長宮崎氏は平成30年9月定例会で「事業が進んでいる経過の中での引き継ぎというのはいたしましたけれども、意思決定の過程の（中略）予定地があそこに決まった経過等についての引き継ぎは行っていません。」と明言しています。

さらに係争中であることにも触れて、「予定地、意思決定の状況、これがある場合には」「町としてもしっかりとその辺の確認はしておくべき」と答弁をしています。当該期間に議長職にあった同氏でさえ関知できなかった仕組みを新井保美氏が作り上げてきた事実は、住民と議会をそれほど軽視していたという証左です。

《 考 察 》

新井保美氏のこのような「現在地ありき」策動が本人のどのような思惑や利害によるものだったのか、現在までのところ確認する術はありません。ただ、その利害はともかく現在係争中の裁判は、最初の裁判闘争を闘った方自身や家族が原告となっています。不当な手法に対峙してきた住民の存在は、この策動の持つ非道性を私たちに知らせてくれました。

地元吉見町の住民のあいだに分断と対立を持ち込んだのみならず、構成自治体間相互の信頼関係までも失わせたという事実は町政の歴史の汚点として記録されねばなりません。

現町長宮崎氏は建設地とされた地区の住民の不信感が増幅していく中、このような手法による事業を継続して推進することは難しいと判断し組合解散を主導しました。よって次の段階としては文書開示請求も含むこれらの係争をすべて終わらせ、この策動による分断と対立を根本から解消するという責務を果たせるかどうかという点が問われてきます。

2. 国・県による自治事務への干渉

その1 全国一律の転換強要

厚生省平成9年部長通知「ダイオキシン・ガイドライン」と課長通知「ごみ処理の広域化について」により※、都道府県の干渉を受けた市町村は自区内処理から広域処理へのごみ行政の転換を進めることになりました。(参考資料4「環境省通達」)

これについて平成13年5月22日佐藤謙一郎衆議院議員(当時)がその通知自体の法的性格を質問したところ「その法的性格は、地方自治法に基づく技術的な助言である。」と明確に答えています。(内閣衆質一五一第五五号)

しかし、その内容を見ると「3 広域化計画策定の手法」において(3)「市町村ブロック会議」の設置・開催という項目に「広域化ブロックを設定した後においては、構成市町村が主体となって市町村ブロック会議を設置・運営し、それぞれのブロックにおける各種廃棄物処理施設の配置、過渡期のごみ処理等について検討すること」としています。「広域化」にするか否かの選択も許さない「手法」が提示され、「市町村ブロック会議」の設置まで既定路線としているのです。

しかも「4 留意事項」では「(4) 将来的には処理能力300t/日のごみ焼却施設による広域化を推進することを検討しているので、これを踏まえうえて計画を策定すること。」という強権的な表現さえあります。「処理能力300t/日」は全国の市町村にとって是非を問えない大前提と位置づけられ、埼玉県も第二次広域化計画で目標と設定し、各自治体はその是非を検証することもなく従ってきました。

その2 通達行政が生んだ弊害

埼玉中部広域清掃協議会に参画した各自治体は「広域化ありき」の前提が、吉見町の現在地での建設だと認識していました。住民との和解条項に反する前提を構成自治体の首長(組合の副管理者)が是認していった背景には、迷惑施設を引き受けてくれる、吉見町が問題ないとしている、認めないと広域化が成立しない、などの考えがあったことが、各議会での首長発言により判明しています。

つまりは、「技術的助言」にすぎないはずの通達が基礎自治体の自治事務である一般廃棄物処理行政の上位計画となり、その計画を町内用地を提供してまで忠実に実現化しようという当時の吉見町長の策動は構成自治体にとっては、国や県の意向に安上がりかつ簡便に従う方策として断る理由のないものになっていたのです。

地方自治法は「国は(中略)地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」としています。

地域のことは自らの責任と権限で地域が決定するという原則が破られていくと、どんな弊害が生まれるか。多くの識者が指摘しているように※、結局は非効率・不経済な「通達行政」を生み、住民生活を疲弊させ、地方の活力を失わせることになるのは当然の帰結です。(参考資料5「ごみ処理広域化政策の問題点」)

埼玉県第二次ごみ処理広域化計画のブロック割は、その帰結としてこの地域での破綻を生み、さらに隣接ブロック(鴻巣・行田・北本)の破綻も招くという皮肉な結果を生みました。

《 考 察 》

比企郡の一部事務組合は西部5町村から成る小川地区衛生組合と、吉見町・鴻巣市・北本市から成る中部環境保全組合がありますが、両者は地理的条件も経済圏も異なっています。ごみの自家処理ができ排出量が少ない地域、企業進出度が高く事業系のごみ量が多い地域等の多様性は国・県の「広域化」では無視されています。本来であれば「広域化」の必要性、「広域」の範囲の妥当性、ごみ処理方式等々は実際の事務を担う市町村が判断し意思決定されるべきものです。

ところが、各市町村の意思決定は一部事務組合に代行され、その組合がより大きな圏域組合に併合されることをもって「ごみ処理広域化」という国・県の既定方針を実行するという安易な方法がとられてしまったという点に大きな問題が発生しました。

また、一部事務組合に関しては、最大の問題点は組合の管理者や議員を住民が直接選出するものではなく、市町村の住民意見を反映できる仕組みになっていないという点です。本件のような二つの組合の合併は、組合事務局や管理者が恣意的に事務操作をすることをより一層たやすくしています。

次に、本件の場合、一部事務組合の管理者は町長でもあり、町の顧問弁護士が一部事務組合の法廷代理人も兼ねてきたことが、住民と町、住民と組合、町と組合の利害対立を際立たせることになりました。議事録非開示を不服とした場合、住民は吉見町情報公開・個人情報保護審査会に審査請求することができますが、この審査会委員長は町の顧問弁護士Y氏であり、Y氏はこの住民らが中部資源循環組合を訴えている裁判の法廷代理人でもあるという事実があります。

審査委員会委員長は、請求されている情報はインカメラで知ることができ、開示すれば自らが担当している裁判で不利になるかどうか判断できます。このような双方代理を放置した結果、町の第三者機関が一部事務組合の正当性を支えている形になっていました。

第三に、ごみ処理施設老朽化に伴い、地元住民との「覚書」「協定」等々を無視する建設計画が全国各地で横行している背景には正副管理者、組合議会議員が当事者である建設地住民に説明責任を負うことなく事業を進めていける仕組みもあります。この仕組みは組合事業そのものへの取り組みもおろそかにさせています。実際、組合議会議員も各市町村議会で事業報告をするだけで、組合議会で討議討論や一般質問が行われることはほとんどないのが実態です。

このような実情があるなか、環境省は平成31年に約20年ぶりとなる通知でさらなる広域化・集約化計画を促進させようとしています※、この20年間でごみ量の減少、バイオマス等の技術進化や自然災害多発等、「集めて燃やす」規模最大化が最適という前提は薄れています。(参考資料4「環境省通達」)

この20年間で廃棄物処理に関する技術は格段に高くなっており、処理の方法・規模の選択肢が豊富になっています。自然災害の多発もあり、発生から廃棄までをコンパクトな地域で完結させる方向に舵を切ることの重要性は増しています。

今後は地域経済圏での資源有効活用により「ごみゼロ」を目指すという政策を明確に打ち出していくことが、自治の希薄化を防ぎ持続可能な自治体経営を可能にするものと考えます。

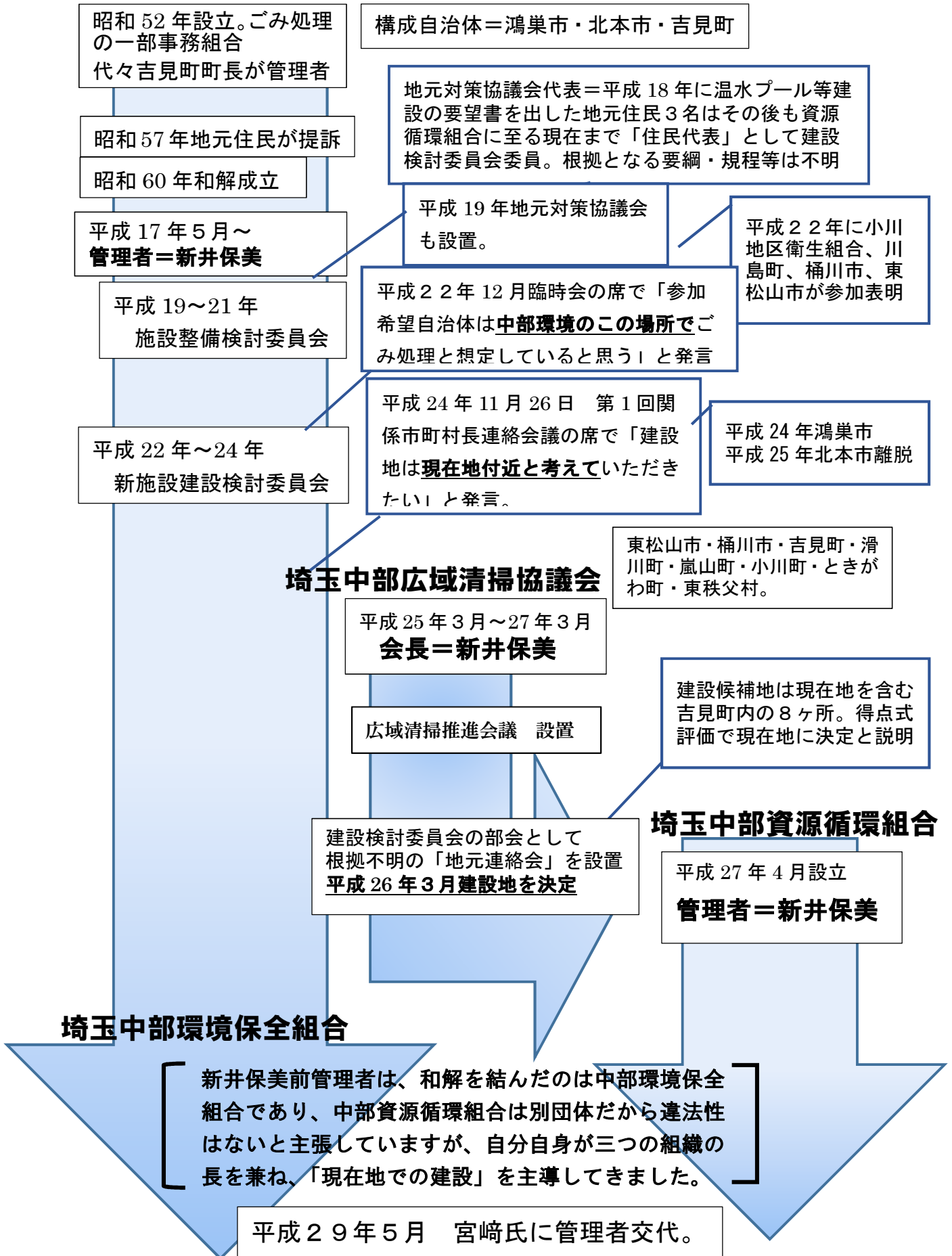
以 上

◆参考資料1 新井保美氏の「現在地ありき」策動の軌跡

年 月	西暦	新井保美氏発言、関連事項	備 考
平成 17 年 5 月	2005	新井保美氏町長に初当選し、組合管理者に	前任者は父親
平成 18 年 3 月	2006	発起人 3 名が組合に要望書	「余熱利用施設設置のお願い」
平成 19 年 7 月	2007	施設整備検討委員会設置	要望書発起人 3 名を委員に委嘱
平成 20 年	2008	秋ごろ川島町長に口頭で組合加入を呼びかけ 11 月 27 日川島町議員全員協議会にて町長がその内容を説明	平成 22 年第 2 回川島町議会定例会一般質問への答弁
平成 21 年 2 月	2009	施設整備検討委員会が提言書を提出	2 市 1 町をより広域にする方向でと提言
5 月		新井氏再選され二期目に入る	
平成 22 年	2010	各自自治体・組合が参加を表明 川島町長「現施設地にと想定」と答弁	平成 22 年第 2 回川島町議会定例会
12 月		「参加自治体はこの場所でごみ処理がされると想定している」と発言 「規模は国、県の意向も 300 トン以上が望ましい。これを堅持していきたい。」	中部環境保全組合臨時議会議案第 15 号埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会設置条例に関する質疑への答弁
平成 23 年 1 月	2011	新施設建設検討委員会設置	18 年の要望書発起人 3 名を委員に委嘱
平成 24 年 10 月	2012	「中部環境の事業として進められなくなった。新しい一部事務組合をつくって進める。」	鴻巣市の離脱を受け組合会議で発言
11 月		桶川市長からの質問に「現在地付近とお考えいただきたい」と答弁	第 1 回関係市町村長連絡会議
平成 25 年 3 月	2013	埼玉中部広域清掃協議会の会長に就任	
5 月		埼玉中部広域清掃推進会議を設置。議事録は非公開	5 月 9 日、5 月 24 日、6 月 21 日、7 月 8 日、8 月 1 日、9 月 27 日、全 6 回開催
9 月		東第二地区から協議会に対して「余熱利用の温水プール等整備等要望書」	発起人は平成 18 年要望書と同じ
10 月		建設検討委員会に「地元連絡会」設置。 根岸事務局長「地元とは要望書が出された東二地区と芝沼地区」 地元説明会（東第二小体育館）で「要望書が出ているこの地域は有力候補地」	18 年の要望書発起人 4 名を地元対策協議会代表として起用 住民の質問「和解条項があるのになぜ」への回答
12 月	2013	要望文書の差し替えが露呈	町議会定例会で議員が追及し、組合の関与浮上
平成 26 年 1 月	2014	広域清掃推進会議 1 月 14 日、2 月 21 日に開催	協議会と連携して建設候補地評価書（案）の調査研究
28		「地元対策協議会がこの 3 人では具合が悪い」として 3 名の肩書きを土地改良区役員に変更	広域清掃協議会平成 25 年度第 3 回会議協議第 13 号

2月1		事業説明会「なぜ吉見なのか」「中部環境の広域化ということから話が進んだことから、吉見で造らせてもらおうとなった」全体的協議抜きを正当化	地元説明会議事録。
13		第2回建設検討委員会で建設候補地を現地視察	各候補地の現地視察は15分
19		住民が違法性を陳情。協議会・説明会で「法人格が別だから和解調書遵守の義務はない」との発言を繰り返す。	若山氏ら住民が和解遵守を構成自治体全議員に陳情。毎日新聞が報道。
3月11		広域清掃推進会議で建設候補地評価書の調査	
12		町長名で区長議員等対象に開催。町選任弁護士が「法人格が別」見解を説明	長く「不存在」議事録は宮崎町長指示で開示
18		第3回建設検討委員会で建設地選定	
26		第4回埼玉中部広域清掃協議会「建設地を大串とする」	8候補地を数値評価した結果との説明
6月		「和解条項は今組織をしている埼玉中部広域清掃協議会とは関わりのないもの」	議会定例会議事録
平成27年4月	2015	埼玉中部資源循環組合発足	新井氏管理者に就任
平成28年2月	2016	吉見町、住民・議員からの訴訟に対応し弁護士と雇用契約	住民は違法支払の監査請求をし、棄却を受け訴訟
11月		建設検討委員会設置	平成18年要望書の2名が地元代表
平成29年5月	2017	町長選で敗退。宮崎善雄氏管理者に就任	
		新井氏現職吉見町議を名誉棄損で提訴	
6月20		訴訟棄却	

◆参考資料2 管理者等兼務の履歴



◆参考資料3 広域清掃推進会議に関する記録 (下線部は引用者)

平成25年3月定例会 <中部環境保全組合との連続性>

◎農政環境課主幹(原宗生君)

それでは、2点目、(仮称)一般廃棄物処理熱回収施設について答弁させていただきます。

2月26日に関係8市町村による第2回関係市町村長連絡会議を開催し、3月末に予定している協議会設立総会の協議事項等についてご審議をいただきました。4月1日から協議会事務局を吉見町役場内に設置し、関係市町から職員を派遣していただき、一部事務組合の設立及び一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に向けて事務を進めてまいります。

また、埼玉中部環境保全組合とのどのようなかわりを持っていくのかとのご質問ですが、新たな枠組みによる一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に当たっては、これまでの埼玉中部環境保全組合新施設建設検討委員会等の検討結果を継承することになっており、今まで2回の関係市町村長連絡会議や地元説明会に埼玉中部環境保全組合の事務局長及び事務局次長に出席をいただいております。今後におきましても埼玉中部環境保全組合にご支援をいただきながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

◎農政環境課長兼農業委員会事務局長(小久保昇君)

まず、町民への情報の提供ということと意見の収集ということで、2点だと思えますけれども、まず情報の提供につきましては、ある程度施設の検討委員会のほうで今後検討されると思えますが、公表できる時期が参りましたら、中部環境保全組合と協議をいたしまして、町民の皆さんに周知をしてみたいと考えております。

また、意見収集につきましても、これは中部環境でやられることだと思います。町としても町民の皆さんの意見というのはなかなか聴取はできないなというふうにも考えておりますので、この件につきましても今後中部環境と協議をして、そういったパブリックコメント等も含めて検討させてもらいたいと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

平成25年12月定例会 <広域清掃推進会議>

◎町長(新井保美君)

続きまして、2点目の一般廃棄物処理熱回収施設に関することですが、まず進捗状況につきましては、埼玉中部広域清掃協議会では、3月26日の設立以来、事業の基本理念、一部事務組合の設立に向けたスケジュール、事業計画や予算などが決定されております。町では協議会で決定された基本的な方針に基づきまして整備を推進するために、広域清掃推進会議、これを設置いたしました。この広域清掃推進会議では、熱を活用した施設計画の作成のための調整あるいは関係機関との協議調整等に取り組んでいるところでございます。

また、建設地につきましては、決定されておりませんけれども、ご要望いただいた地域におきまして、建設に反対をされている方へのこの対応につきましても、引き続き協議会と一体となって、丁寧な説明と適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

◎農政環境課副参事(原勇君)

2点目の一般廃棄物処理熱回収施設について答弁させていただきます。

次に、町の取り組み状況について申し上げます。協議会の決定した一般廃棄物処理熱回収施設等整
ときがわ・自治研究会

備事業の基本方針に基づき、埼玉中部 **広域清掃推進会議** を設置いたしました。この会議には、周辺施設計画担当、協議調整担当などを設置し、協議会と連携を図りながら、ごみ処理施設整備事業にあわせて回収した熱を回収する施設の整備を推進することといたしました。

そうした中で、9月19日、東第二地区及び川島町の芝沼地区の皆様から埼玉中部広域清掃協議会会長宛てに、ごみ処理施設の建設にあわせて健康増進施設の併設、農産物の販売に配慮していただきたいとの要望書が提出されました。要望書の内容が協議会の決定した方向性と同じくしていることから、町と協議会の共催により、10月22日、東第二地区、芝沼地区の皆様を対象とする説明会を開催いたしました。説明会では、建設場所、建設理由、周辺施設整備、環境影響等についてさまざまなお意見をいただいております。

平成26年3月定例会 <広域清掃推進会議>

◎農政環境課副参事（原勇君）

12月定例議会以降の経過でございますが、埼玉中部広域清掃協議会では1月28日、第3回埼玉中部広域清掃協議会が開催され、ごみ処理基本計画（案）及び施設整備構想（案）に係るパブリックコメントについてなどの協議がされております。

1月21日、第1回建設検討委員会が開催され、ごみ処理基本計画、施設整備構想、建設予定地の選定についての検討を開始し、部会として東第二地区に地元連絡会議を設置することが決定されました。2月13日、第2回建設検討委員会が開催され、建設候補地8カ所の現地調査を行っております。

1月31日と2月10日には地元連絡会議が開催され、地元の皆様のご意見と要望の取りまとめ、課題の抽出と整理を行っております。

2月1日と19日に町との共催で、全町民を対象に一般廃棄物処理熱回収施設、新ごみ処理施設等整備事業説明会を開催しております。

このほかにも、建設に反対する方との話し合い、担当課長を中心とする幹事会などを開催しております。協議会で決定したスケジュールに沿って事業に取り組んでおります。

町では、協議会で決定された基本的な方針に基づき整備を推進するために、1月14日と2月21日に**広域清掃推進会議**を開催し、協議会と連携して建設候補地評価書（案）の調査研究をしております。

次に、施設整備構想につきましては、建設検討委員会でごみ処理の現状を整備し、基本方針を定め、施設規模を決定するなどの作業を行っております。

次に、説明会での意見についてでございますが、事業説明会では建設場所、建設理由、周辺施設整備、環境影響などのご質問、ご意見をいただいております。今後も住民の皆様のご意見に真摯に耳を傾け、協議会と連携を図りながら事業に取り組み、ご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

以上でございます

平成26年6月定例会 <提言書を受けて>

◎農政環境課副参事（原勇君） 3点目のごみ処理施設の建設についてお答えいたします。

3月定例議会以降の経過でございますが、埼玉中部広域清掃協議会の第3回建設検討委員会が3月18日火曜日に開催され、ごみ処理基本計画案、新ごみ処理施設整備構想案、建設予定地の選定等について協議され、提言書としてまとめられました。

ときがわ・自治研究会

3月20日木曜日には、町との共催で全町民を対象にした一般廃棄物処理熱回収施設（新ごみ処理施設）等整備事業説明会を開催しております。

3月26日木曜日、第4回埼玉中部広域清掃協議会が開催され、建設予定地の選定、ごみ処理基本計画案及び新ごみ処理施設整備構想案等が協議され、新しいごみ処理施設等の建設予定地が吉見町大字大串字中山在地区に決定されました。このほかにも副市町村長で構成する調整会議、担当課長を中心とする幹事会などが開催されました。

町では、3月11日火曜日、広域清掃推進会議を開催し、協議会と連携して建設候補地評価書の調査研究をいたしました。

3月12日水曜日、協議会と共催で区長さん等に声をかけさせていただき、町議会議員の同席をいただき、一般廃棄物処理熱回収施設の建設候補地に関し、埼玉中部環境保全組合が締結した和解条項等について、町の弁護士の見解を説明させていただきました。

4月21日月曜日から4月30日水曜日までの10日間、新ごみ処理施設等の建設予定地が大串字中山在地区に決定されたことを受け、副町長を中心に協議会職員と行政環境課職員で建設予定地周辺の住民、地権者、事業所等に、より正確な情報をきめ細かく直接会って伝えるため、東第二地区と川島町芝沼地区を中心に戸別訪問を実施いたしました。

戸別訪問では、392世帯のうち316世帯、80.6%の方と地権者25名全員と直接会って話すことができました。今年度は一部事務組合の設立に向けた事務、住民の皆さんへの説明と話し合い、循環型社会形成推進地域計画の策定を中心に事業が推進されます。町といたしましても、協議会と緊密な連携を図りながら事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

◎町長（新井保美君） 誤解をされると困るわけですがけれども、先ほど私が申し上げた、和解条項は大変重要なものだという事は、中部環境と、それからそれに反対された方々との間の和解条項でありまして、これは今組織をしている埼玉中部広域清掃協議会とはかかわりのないものという意味です。

◆参考資料4 環境省通達

◆**ごみ処理の広域化計画について** 公布日：平成9年5月28日 衛環173号
 (各都道府県一般廃棄物担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)。
 内容抜粋(下線部は引用者)

新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、別添の内容を踏まえた、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、本計画に基づいて貴管下市町村を指導されたい。
 (中略)

2 広域化計画の内容

広域化計画には、以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年(平成10年度～平成19年度)とすること。

(2) 広域化ブロック区割りの作成

地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力300t/日以上(最低でも100t/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化すること。

(以下省略)

◆持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について

交付日：平成31年3月29日 環循適発第1903293号

内容抜粋(下線部は引用者)

2. 広域化・集約化計画の策定

(1)～(3) 省略

(4) 広域化ブロック区割りの設定見直し

過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

◆参考資料5 ごみ処理広域化政策の問題点

- 『『自区内処理の原則』と広域処理』より引用 鄭 智 允 自治総研通巻 427 号 2014 年 5 月号
厚生省の広域化計画は 100 t/日・全連を基準としているが、厚生省の広域化計画通達に別添された資料からすると、「将来的には処理能力 300 t/日のごみ焼却施設による広域化を推進することを検討しているので、これを踏まえたうえで計画を策定すること」を各都道府県の一般廃棄物担当部長に促している。これは、自治体の自己責任に基づく「自区内処理の原則」とはかけ離れたさらなる広域化が国レベルですでに計画されていたことを示すものである。

厚生省の広域化計画は事実上は上からの命令であり、従来の自治体の自己決定による共同処理とは異なる。同じ共同処理・広域処理といっても、国による広域化計画は自治体の自己決定が持つ意味を大きく後退させる働きをしている。一般廃棄物の処理責任は市区町村にあると地方自治法と廃棄物処理法は定めている一方で、広域化計画は都道府県に一般廃棄物関連施設に関する許認可権限と市区町村を指導する責務を負わせている。

一般廃棄物の処理責務を定めた法制度と国の計画の間にはねじれが生じていてその結果、自治体の自由度は著しく妨げられていると言ってよい。自治事務に対する国の計画のあり方については一考を要する。

- 「東京都、埼玉県における一般廃棄物の処理圏とその再編動向」より引用

栗島英明 季刊地理学 Vol. 56 (2004)

一方で、広域化は(1)立地の選定、(2)長距離輸送に伴うコスト・環境負荷の増大、(3)排出と処理の空間的乖離(4)負の外部性の偏在という課題も伴っている。

- (1) については、NIMBY 施設は最終的にどこかに立地せざるをえず、その際に政治力・財政力を背景として、都市部が農村部へごみ処理を押し付ける事態も予想される。
- (2) については、処理費用のうち最も大きな割合を占めるのは収集・運搬費であるため、過度な広域化による運送費の増大が、施設集約によるコスト低減効果を上回ることになる(手島ほか 2001)。また、運送距離が伸びれば、運搬に伴う環境負荷も増大する。
- (3) については、共有財である最終処分場の残余不足についての情報が、排出者である住民に届きにくいという「情報の隔絶」の問題が存在する。最終処分場が危機的状況であるにもかかわらず、一般住民には危機感をもって認識されない現状が形成されている(小松 2000)。

実際に東北地方の民間処分場の残余状況を、埼玉県の多くの住民はもとより、処理委託している自治体も正確には把握していない。また、遠隔地の処理施設の状況や周辺住民の被害について、たとえ行政やマスコミ等が取り上げたとしても、排出者である住民にどれほどリアリティを持って受け入れられているのかは疑問である。

最後に(4)であるが、集約化された大規模施設の立地は、大きな環境汚染の危険性をはらむだけでなく、周辺地域のイメージの低下などの負の外部性をもたらす。

広域処理は、一部の地域に負の外部性を偏在させる。先述のように広域化は避けられない方向にあるものの、自区内処理の原則に込められた一般廃棄物処理における地域間の平等負担という理念は重要である。つまり、どれほど処理圏が広域になろうと、その負担を一地域に担わせず、処理圏全体で平等負担していくようなシステムを同時に構築していくことが必要である。

●「共同声明の趣旨」より引用 環境ジャーナリスト 山本節子 2010.02.11

厚生省が 1997 年以来、法的根拠なく「ダイオキシン対策」を口実に自治体に押しつけている「ごみ処理の広域化・大型化」は、環境問題対応として不十分であり、大量浪費社会を存続させ、自治体財政を圧迫するものであるから、これに反対する。

1. 法的根拠の欠如

「ごみ処理広域化政策」は厚生省課長通達にもとづくものであって、法的根拠がない。巨額の予算を投入して全国の一般廃棄物処理体制を大きく改変しようとするものであるから、本来なら十分な国会審議と国民的討論をふまえて意思決定されるべきである。しかるに、廃棄物処理法の大改正が 1997 年 6 月に行われたが、そのなかに広域化政策への言及はない。(以下略)

2. 地方自治の侵害

これまで廃棄物の処理は地方自治の根幹の一つとされ、地域住民がその地域の実情に応じて判断・運営するものであった。ところが、広域化・大型化の押しつけは、地方自治体独自の創意・工夫による廃棄物処理を押しつぶし始めている。これは、市町村の自主的決定に任されるべき自治事務への不当な干渉であり、「地方自治の本旨」(憲法 92 条)に反するものであると言わざるをえない。

3. 発生源対策の欠如 (省略)

4. 「有機塩素化合物の総量規制」などの必要性 (省略)

5. 大型焼却炉の技術的完成度への疑問 (省略)

6. ダイオキシン以外の有害物質対策の欠如 (省略)

7. 大型炉による大量廃棄社会存続の懸念 (省略)

8. ごみ固形燃料化 (RDF 化) 施設の建設推進への疑問 (省略)

以上の理由から、私たちは、政策手法と内容の公益性に多くの疑問がある「ごみ処理広域化政策」の強行的推進に反対し、政策の再考と幅広い国民的討論を求めるものである。

●「広域化計画に関連した政策の問題点」より引用 八木信一 経済論叢(京都大学)第 167 巻 第 2 号、2001 年 (平成 13 年)

○大型焼却炉偏向と情報格差

日本では旧ガイドラインの技術指針を受けて 1993 (平成 5) 年度以後建設された中小規模 (49t 未満) の焼却炉でも技術的には現行で最も厳しい規制水準を達成できている。だが、新ガイドラインや広域化計画では海外での実績から大規模な焼却施設を用いた高温連続運転によるダイオキシン対策が技術内容の中心である。

くわえて、技術開発主体であるプラントメーカーと技術導入主体である市町村や一部事務組合とのあいだに、とくに中小規模の焼却炉に関する技術情報の非対称性があり、ごみ処理責任をもつ自治体や組合がダイオキシン類の削減に向けた独自の戦略を打ち立てることが困難であった。

○規模拡大が生む非効率と負担

大規模な焼却施設は、大量の廃棄物を能率的に集めることができる都市部と異なり、ごみの排出量が少ない自治体では収集運搬距離の延長や稼働率の低さによって経済的費用が増加したり、自治体間で政策内容をめぐる意見の不一致が生じて取引費用が大きくな

れば、結果的に非効率なものとなる。

○財政支援措置の問題点

大型炉を中心とした技術指定型補助金を財政措置として導入したことで技術内容の選択を限定させてしまい、費用の高い技術が採用されるという非効率性を引き起こす。

○住民参加の限界

現状では、組合と構成市町村との事務的な連携関係はあるが、構成市町村の住民との連携や構成市町村間の住民の相互交流が不十分であるところが多く、この側面での広域行政の限界はいまだ克服されていない。

●「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」総務省平成28年3月1日

<3 ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化についての勧告>から引用（下線部は引用者）

○広域化・集約化の課題等

調査対象 14 都道府県の市町村等の中には、広域化・集約化を図ろうとするものの、進捗せず、計画が頓挫等している例（4 事例）がみられ、いずれの事例も、ごみ焼却施設の建設候補地決定のための地元との調整が困難又は難航している状況となっている。また、都道府県の中には、広域化・集約化することにより、ごみの収集・運搬費用等の維持管理費用が増大することや災害が発生した場合に対応できないなどのリスクが想定されるため、一律に広域化・集約化を進めるべきとは考えていないとする慎重な意見もみられた。

○環境省における広域化・集約化の考え方等

環境省は広域化・集約化を進める意義について、施設を集約した方が適切な施設規模を保持でき、効率的な発電・熱回収が可能であること、災害対策の観点から、耐震補強や自立稼働を確保するための技術導入などを重点化でき、効率的であることを挙げている。

しかし、環境省は、災害時のごみの受入れの面では施設を集約するのではなく、分散させるといった考え方もあるとしており、広域化・集約化の考え方について、必ずしも明確に整理できていない状況がみられた。

○広域化・集約化によるコスト削減

調査対象 14 都道府県のうち、4 県でコストが削減されるとしている一方、施設を集約することで建設費及び維持管理費が削減できるものの、危機管理上の理由から集約しないこととした例もみられた。